

# 辻秀典先生の人と学問

三井正信

辻秀典先生は、平成一八年三月末をもって定年により広島大学を退職された。これでいい意味での学者らしい学者がまた一人広島大学のキャンパスを去ったことになる。これまで辻先生は、教育、研究、学内行政をはじめとして広島大学に対して多大の貢献をされてきており、先生の退職は誠に残念ではあり寂しい限りではあるが、先生の功績を踏まえ、先生の人柄とご学問を紹介してみたいと思う次第である。

人

辻秀典先生の人となりは、よく知られているところと思われるが、包容力と頼りがいのある兄貴肌で、どのような問題に対してもリーダーシップを発揮されるときは、穏和な人柄であって、しかも細かいところにまで配慮が行き届くことが示すように繊細さも併せ持つておられる。雄弁で立て板に水といったお話ぶりは余人の遠く及ばないところである。酒とクラシックをこよなく愛され、交友関係も広く、学生からは慈父の如く慕われておられた。ただそこにおられるだけでも安心感と暖かさ人間としての深みを感じさせるそうだった先生である。

さて、辻秀典先生は、昭和一八年一月二四日に京都府で出生され、その後、長じて京都大学法学部で学ばれ、同大

学を優秀な成績で卒業された。そして、学問への思慕やみがたく、直ちに、京都大学大学院法学研究科修士課程に進学された。辻先生は、京都大学法学部在学中に労働法ゼミに属しておられ、それが機縁となつて大学院でも労働法を専攻された。学部ゼミ、大学院を通じて辻先生が師事されたのは、労働法学界の第一人者で碩学の誉れ高い片岡昇教授であり、同教授の指導により学問に対して真摯に向き合うとともに広い視野から総合的に問題を捉え考察する姿勢を学ばれた。

修士課程を修了されると、直ちに、広島大学政経学部助手に就任され、その後、政経学部講師、法学部助教授、同教授を経て社会科学研究所教授となられ、定年を迎えられた。まさに三八年の長きにわたり広島大学一筋の道を歩んでこられたのである。辻先生の広島大学人生はまさに波乱に満ちており、大学紛争、法学部の新設、東広島への大学統合移転、東千田キャンパス残置、独法化など大きな出来事を数多く経験されてこられた。

教育については、学部及び大学院で労働法を講じてこられ、多くの優秀な学生を世に送り出すとともに、研究者育成にも努められた。特に、学部における辻先生の授業は、複雑な労働法をめぐる問題を明晰に分析してわかりやすい口調で講じられる人気授業であり、ゼミも法学部の中では一、二を争う人気ゼミであった。

学内行政においては、大学紛争さなかに広島大学に赴任されたこともあり、助手時代には時の飯島学長の下で広島大学改革委員会委員に就任され、大学紛争にともなう大学改革問題に真摯に取り組まれた。教授に昇進後は、学生委員会委員長として手腕を振るわれ、様々な学生問題を手際よく解決された。その後も、夜間部主事、法学部長、評議員など要職を歴任された。特に、学部長時代は、法学部の東広島への移転、及びそれにもなう東千田キャンパスの存置、法学部第二部の夜間主コースへの転換など重要課題に精力的に取り組まれた。その後も、独法化後は、人事労務担当の学長補佐に就任され、就業規則の整備をはじめとして、各種労働法制適用にもなう広島大学の人事労務制

度の整備に努められた。以上述べたところは辻先生が尽力されてきたことのほんの一部にすぎないが、これら困難かつ重要な仕事は辻先生でなければ到底首尾よくなし得なかつたといえよう。

さて、以上は、広島大学内の事項についてであったが、それにとどまることなく、大学外においても辻先生のご活躍は広範にみられる。労働相談員等広島県の労政関係の仕事を長年にわたってお引受けになるとともに、広島県地方労働委員会（現在は広島県労働委員会）の公益委員として労使紛争の解決にも尽力された。県の外郭団体である広島県労働協会では理事の要職に就任され、雇用社会における紛争解決と労働法のルール普及に努められた。また、国の関係でも、広島地方最低賃金審議会公益委員、雇用機会均等調停委員会委員、紛争調整委員会委員などを歴任され、労働行政を通じて公正な雇用社会の実現を目指されてきた。加えて、行政や民間企業、法曹界も含め広く会員を募りアメリカ労働法研究会や広島労働法研究会を主催されてきたことも特記すべきである。これらのご活躍を通じて、広島県近隣の研究者、行政関係者、組合関係者、使用者団体をはじめとする経済界、各種企業の関係者などと広く交流され、豊かな人脈を築かれてきた。まさに、辻先生の人となりがなせる業である。

## 学問

辻秀典先生は、既に述べたように、労働法学の碩学片岡昇教授の薫陶・指導を受けられ、学問に対する真摯かつ厳しい態度を一貫して保ちながら、多くのめざましい業績を上げてこられた。いずれも珠玉の作であり、本来ならば一作一作丁寧に論ずべきではあるが、ここでは、紙幅の関係もあり、先生の業績の大きな特徴を示すことにする。

まず、挙げねばならないのが、アメリカ労使関係法をめぐる諸業績である。わが国では、戦前から学問的にはドイ

ツ労働法の影響が強く、戦後も一貫してその傾向が続いてきている。労働組合を取り扱う労使関係法の分野においてもドイツ研究が盛んであるが、戦後労使関係法の基礎ないし要をなす不当労働行為制度はアメリカから導入されたものであり、従つてアメリカの制度と理論を熟知することなしにはわが国の不当労働行為を十分に理解し運用することができないといえよう。辻先生はこの重要性を踏まえ、わが国では必ずしも先行研究が十分であるとはいえなかつたこの領域に果敢に取り組み、わが国におけるアメリカ労働法研究の基盤を築かれた（「ワグナー法と使用者の言論の自由」、「ワグナー労働法瞥見」にはじまる一連の多くのアメリカ労使関係法の研究）。この意味において辻先生はパオニアでありアメリカ労使関係法研究の第一人者といえよう。この総仕上げとでもいうべきものが、共訳書「アメリカ労使関係法」である。ダグラス・レスリー著の本書はアメリカ労働法（労使関係法）の基本書であり、その内容理解はわが国不当労働行為制度の運用にとつて極めて有益であるのみならず、アメリカに進出したわが国企業にとつても労務管理上必須のものといえよう。かかる重要性を踏まえて、辻先生は、まず、研究者、行政、法曹、企業人などを幅広く結集したアメリカ労働法研究会を立ち上げ、同書の正確な翻訳に取りかかれた。次に、その逐語訳が一応完成したあと、それをもとに、先生指導のもと研究会が総力を挙げて翻訳口調を改めわが国の読者にわかる形で「意味訳」を行った。それを全体的に先生が見直し、チェックを行われ、翻訳が最終的に完成することになる。このような作業は、一貫としてアメリカ労働法研究に打ち込まれ、アメリカ留学も経験された辻先生の学識なくして到底完遂することはあり得なかつたであろう。この書物は翻訳ではあるが、辻先生のアメリカ労働法研究のエッセンスがつき込まれたものであつて、いわばわが国におけるアメリカ労働法研究の金字塔とでもいうべきものである。

次に、辻先生の学問に関連して挙げねばならないのは、アメリカ労使関係法研究とも密接に関連する、わが国の労使関係法研究である。かつて労働法学の華は労働組合法をはじめとする労使関係法研究であり、辻先生は、その時々

の社会・経済が解決を求める問題に正面から向き合われ、「官公労働者のスト権問題をめぐる法意識の一齣」、「争議行為の法律による制限」、「労働判例大系15 争議行為(1)」（共著）などいまではこの分野の基本文献となっている業績を著された。

そして、それ以外にも、共著等の形で、「管理職と労働法」、「中高年労働者の雇用と法」などの論文や、就業規則をめぐる労働基準法の解釈、経歴詐称、労働紛争解決システム、雇用における男女平等、団結権論など重要な労働法の現代的問題に果敢に幅広く取り組んでこられた。

その上更に、特筆すべきは、辻先生は大学人として、広島大学赴任以来、大学問題一般や教育問題にも大きな関心を寄せられ、それが、「七〇年代アメリカにおける大学教員組合化の進展とその原因」、「アメリカにおける大学教員ストライキ論」、「実社会と法学教育」などの貴重な業績に結実している。

以上を総括して、先生の学風を評すれば、大きな視野を有しつつ緻密にして大胆であり、常に現代の雇用社会が必要とする問題の解決に取り組もうとするチャレンジングなものであったといえよう。その筆致は入念に磨き上げられた文体を操りつつ豪快そのものであり、学問のご業績はいずれも珠玉の作として現在においても多くの論文等において引用され続けている。

## 結びの言葉

定年で広島大学は退職されたものの、辻先生はいまだに若々しくエネルギーギッシュであられ、現在においては、安田女子大学で教育・研究に精力的に取り組まれるとともに、広島労働局や広島県の各種委員等で幅広く活躍されてお

られる。このような先生の今後の更なるご活躍とご健康を祈念しつつ、この拙い稿を閉じる次第である。